



行政の 焦点

著名な外食産業の判決
以降、いわゆる「名ばかり
り管理者」がよく問題と
されております。

この判決とは、平成20年1月の東京地方裁判所の判決で、従来管理監督者として扱ってきた店長に、残業手当503万円、付加金252万円の合計755万円と延滞利息を支払えというものでした。元々の争いは、①店長に行わせていた法定時間外労働そのものの違法性、②時間外割増しと法定休日割増賃金合計503万円と付加金として同額の503万円で合計1、0

④通勤での使用した高速代の4つで争われていますが、①、③、④は却下、棄却されました。②の時間外割増しと法定休日割増賃金合計503万円は全額認められ、さらに、付加金も5割が認められました。

管理監督者

権がほとんどの店長会議は情報提供や意見交換に過ぎない」とさ
れました。

06万円、③不法行為に
対する慰謝料300万円

会社側の主張は、アルバイトの採用、給料額の決定権、一般社員を最初の役職につける決定権、勤務シフトを決め、若干の出費にかかる決裁権、店長会議への出席を申し立てましたが、判決では、正社員の採用権限がなく、人事考課も1次評価者として労務管理の一端を担っているのみで、出費についても実態として裁量

この翌月の2月、大阪地方裁判所で管理監督者がだとする対照的な判決がありました。

従業員100名程の金融関係会社の大坂支店の支店長が管理監督者に該当するとされました。その判決文によりますと①30名以上の部下を統括する地位で、会社全体の事業経営上重要な上位の職責で、②支店の経営方針を決め、中途採用者の実質的な採用・不採用の

替要員にもなつており、出退勤の自由があると言えないとされました。③つ目は、待遇について、会社側の主張は、部下とは異なる賃金形態となつていると主張していましたが、判決では、異なる賃金形態であるものの、実際の金額に大差がない、時間外手当分を考慮すると、賃金面で、管理監督者として十分な待遇と言い難いとされました。

決定権があり、③人事考課で係長以下の裁量権があり、昇格・降格に強い影響力があり、④時間管理の対象外で、⑤賃金が部下より格段に高かったなどを判決の理由としています。